

社会福祉法人 星の会
役員等の報酬及び費用弁済等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人星の会(以下「法人」という。)の理事・監事・評議員(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁済等に関し、必要な事項を定める。

2 この規程の改廃は、評議員会の議決を経て行う。

(範囲)

第2条 この規程の適用を受けるものは、役員等とする。

(役員等の報酬額及び支給方法)

第3条 役員等が理事会・評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

区 分	報 酬	費用弁償費
理 事 監 事 評 議 員	5,340円	実費額。ただし 自家用車の場合は 1kmにつき25円

*この金額から源泉徴収所得税を控除して支給する。

- 法人及び施設の運営のための業務にあたる理事には、役員会に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。
- 役員等には、その職の実態に応じて、相応の報酬を支払うことができる。(別表1)

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理事長業務報酬等(年額)	2,700千円	有	専決事項に関する職務
常務理事業務報酬等(年額)	4,200千円	有	法人運営管理者

(別表1)

(出張旅費)

第4条 役員等が理事長の名を受け法人の用務により出張したときは、別表2に掲げる費用弁償費を支給する。

- 前項で言う出張は、法人事務所を起点に概ね半径25kmを超えた距離より適用する。
- 特別の事情により、第1項の規定により難しいと理事長が認めたときは、その実費を支給することができる。

区分	航空費	車賃	日当	宿泊費	食事代
理事 監事 評議員	現に支払った運賃	運賃・指定席券 特急券・タク シー券使用等	8000円	甲地15500円 乙地13500円	3000円 (一夜)

(別表2)

(功労金)

第5条 役員等の退任に当り、その功労に応じて、評議員会での承認を受けて功労金を授与することができる。

(補 則)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。
- 1 この規程は、別表1を平成29年3月25日に改正し、平成29年6月1日から施行する。

